

株 主 各 位

大阪府堺市中区見野山158番地
株式会社 スーパーツール
代表取締役社長 平野量夫

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、株主様の安全確保および感染症拡大防止のために、株主様には極力、郵送での書面による議決権の事前行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。その場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月9日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月10日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 大阪府堺市中区見野山158番地
当社本社創進会館
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期（2021年3月16日から2022年3月15日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（2021年3月16日から2022年3月15日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

2頁に記載の「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関するお知らせ」も必ずご確認ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項について、修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://www.supertool.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関するお知らせ

第62回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、株主様の安全を第一に考え、開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力の程、お願い申し上げます。

1. 会場につきましては、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

会場 大阪府堺市中区見野山158番地 当社本社創進会館

2. 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保出来ない可能性がございます。
3. 株主総会後に開催しておりました、「経営計画発表会」などは中止とさせていただきます。
4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止および株主様の安全を第一に考え、今回の定時株主総会におきましても、ご来場なさらずとも議決権を行使いただける、**郵送での書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。**
5. ご来場の株主様におかれましては、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただき、マスク着用にてご来場賜りますようお願い申し上げます。
6. 当日は、会場受付前に非接触式体温計にて株主様の体温を計測させていただきます、発熱が確認された場合は、ご入場の制限等をさせていただきます。
7. ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声かけをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
8. 株主総会に出席する取締役および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
9. 感染予防の観点から、株主様控室の設置およびお飲み物のご提供を中止してまいります。
10. 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.supertool.co.jp/>) に掲載させていただきます。

〔添付書類〕

第62期 事業報告

(2021年3月16日から)
(2022年3月15日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施により厳しい状況が続くなか、ワクチン接種の普及などにより緩やかながらも回復に向けた動きがみられるようになりました。しかしながら、新たな変異株の発生による感染再拡大リスクや原材料価格の上昇、原油価格の高騰などにより先行き不透明な状況で推移いたしました。また、世界経済につきましても、同様に変異株による一部の地域での感染再拡大や、ロシアのウクライナ侵攻により、先行きの不透明感は一層高まることとなりました。

このような状況のなか、金属製品事業につきましては、販売拡大、ブランドイメージ及び認知度向上を目指した取り組みに注力しながら、販売では、顧客ニーズ把握の効率化を目指したマーケティングオートメーション活用や、より訴求力を高めるホームページ制作に取り組んでまいりました。また、製品開発においては、製販一体となり、あらゆる産業の様々な環境を想定したユーザー目線に立ち、より一層の作業効率向上を目指し、既存製品のラインナップ拡充も含めた新製品の開発に注力してまいりました。さらには、生産設備更新による生産効率向上、コストダウンの取り組みなど、収益の安定化に取り組んでまいりました。

一方、環境関連事業につきましては、依然として厳しい事業環境が継続するなか、制度改正等による事業環境の変化を見据えた商材の充実などにも注力し、収益確保に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比8.9%増の7,957百万円（前連結会計年度は、7,305百万円）となりました。また利益面につきましては、効率的な事業活動に取り組み、利益確保に努めましたが、売上高の増加により、営業利益は前連結会計年度比23.5%増の691百万円（前連結会計年度は、559百万円）、経常利益は前連結会計年度比25.6%増の610百万円（前連結会計年度は、486百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比28.4%増の414百万円

(前連結会計年度は、322百万円)となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

〔金属製品事業〕

多彩な製品群により、幅広い産業で使用される当社製品において、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続くなか、国内販売において、作業工具の分野では、豊富なラインナップとユーザー目線を付加された自動調整機構を備えたプライヤなどの新製品発売によりレンチ類の売上が順調に推移いたしました。産業機器の分野では、早送り機能を追加した治具パーツ類など、機械加工において作業効率に優れた治工具類の売上が順調に推移いたしました。

海外市場では、当社の主要市場である韓国やワクチン接種が進んだ地域などにおいて景気に持ち直しの動きがみられたものの、新たな変異株による一部の地域での感染再拡大やウクライナ情勢等により先行き不透明な状況が続くなかで、韓国では現地法人の強みを活かした営業活動に取り組み、その他の地域においても安全性と日本企業の製品であることをアピールポイントとしながら、吊クランプ類の積極的なプロモーション展開や、顧客との緊密なコミュニケーションにより信頼関係を構築しながら粘り強い営業活動に取り組んだ結果、海外において売上は堅調に推移いたしました。

これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比12.2%増の5,192百万円(前連結会計年度は、4,628百万円)、セグメント利益は前連結会計年度比12.7%増の972百万円(前連結会計年度は、863百万円)となりました。

〔環境関連事業〕

固定価格買取制度(FIT)から新たな制度であるフィードインプレミアム(FIP)への改正等による事業環境の変化はあるものの、制度改正等による厳しい事業環境のなか、より筋肉質な事業体制を構築すべく、太陽光発電事業のノウハウを活かしたフィージビリティ推進を図るとともに、太陽光発電所の施工や関連機器の販売に取り組みました。

また、発電所事業の仕掛案件の進捗もあり、売上高、利益ともに前年を上回りました。なお、売電部門では、大阪府南河内郡河南町及び柏原市に設置しています3ヵ所の発電所が順調に稼働しており、収益の安定化に寄与しています。

これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比3.3%増の2,765百万円(前連結会計年度は、2,676百万円)、セグメント利益は前連結会計年度比2.2%増の94百万円(前連結会計年度は、92百万円)となりました。

事業別売上高は次表のとおりであります。

(単位：百万円)

事業	第 61 期 (前連結会計年度)		第 62 期 (当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
金属製品事業	4,628	63.4%	5,192	65.3%
環境関連事業	2,676	36.6	2,765	34.7
消 去	—	—	—	—
合 計	7,305	100.0	7,957	100.0

② 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、主に金属製品事業における工作機械の最新設備導入による生産性向上の設備投資（投資額102百万円）であります。なお、設備投資資金は、すべて自己資金で賄っております。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ④ 他の方社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の方社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 59 期 (2019年3月期)	第 60 期 (2020年3月期)	第 61 期 (2021年3月期)	第 62 期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売 上 高(百万円)	7,469	8,838	7,305	7,957
経 常 利 益(百万円)	853	830	486	610
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	601	554	322	414
1株当たり当期純利益 (円)	291.81	270.72	158.15	203.92
総 資 産(百万円)	12,808	12,266	14,852	12,311
純 資 産(百万円)	8,747	9,002	9,238	9,487
1株当たり純資産額 (円)	4,284.36	4,393.70	4,542.85	4,692.20

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は、2018年9月16日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第59期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 59 期 (2019年3月期)	第 60 期 (2020年3月期)	第 61 期 (2021年3月期)	第 62 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	5,892	5,374	4,761	5,334
経 常 利 益(百万円)	783	610	453	582
当 期 純 利 益(百万円)	528	411	302	395
1株当たり当期純利益 (円)	256.32	200.88	148.38	194.62
総 資 産(百万円)	11,194	10,962	11,357	11,505
純 資 産(百万円)	8,402	8,530	8,716	8,946
1株当たり純資産額 (円)	4,115.55	4,163.33	4,286.22	4,424.94

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は、2018年9月16日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第59期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スーパーツールECO	99百万円	100.0%	太陽光パネル等の仕入、販売及び施工
S U P E R T O O L K O R E A C O . , L T D .	100百万ウォン	100.0%	金属製品の販売

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大がワクチン接種等の普及により抑制され、経済活動の回復が期待されるものの、新たな変異株の発生による感染再拡大リスクや、ウクライナ情勢などにより、先行き不透明な状況で推移すると予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、お客様第一に顧客満足度を高める方針のもと、1918年の創業より「開発型企業」として100年以上の歴史と伝統に培われた技術と独創性で、今後、コロナ時代を含むさまざまな事業環境の変化に対応すべく、ユーザー視点に立ち、より安全で作業効率性の高いオンリーワンとなる製品の開発に取り組み、製品ラインナップの拡充を図りながら、販売拡大、ブランドイメージ及び認知度向上を目指した取り組みに注力してまいります。生産体制については、建設後、相当年数が経過した本社工場の更新を進めるとともに、事業環境の変化に対応できる体制の構築を図り、設備の拡張による生産能力の増強、省力化による生産性の向上や、中長期的な原価低減活動に取り組んでまいります。また、組織力強化を目指した人材育成の取り組みにおいて、研修制度やキャリア形成のための体系を整備することにより、時代の変化に対応しながら新たな価値の創造に積極的に挑戦する従業員の育成に取り組むとともに社内コミュニケーション向上のための施策など組織力強化にも取り組んでまいります。

主要事業である金属製品事業につきましては、世界的にDXが進むなか、AIやIoTの活用など、国内市場において、多様化する顧客ニーズに応えるべく、マーケティングオートメーションを活用し、製造・販売・技術開発部門が一体となってオンリーワンの新製品開発に取り組むとともに、新規販路の開拓や製造コストの低減努力を継続して、経営基盤の強化を進めてまいります。これらを実現化するため、新製品開発、品質及び生産体制のさらなる向上を目的とした設備投資を積極的に行ってまいります。海外市場においては、韓国現地法人の強みを活かした営業施策の展開や、その他の地域については、日本企業の製品であることをアピールポイントとし、顧客とのより盤石な信頼関係構築を図りながら、海外市場におけるブランドイメージ、認知度の向上を目指した取り組みに注力するとともに更なる販路拡大を積極的に進めてまいります。

環境関連事業につきましては、大阪府河南町及び柏原市に設置した3カ所の発電所は順調に稼働しており、収益の安定化に寄与しています。その一方で固定価格買取制度(FIT)から新たな制度であるフィードインプレミアム(FIP)への改正等による事業環境の変化はあるものの、より筋肉質な事業体制の構築を図ってまいります。

これらの事業に加え、当社グループのさらなる発展のための新規事業にも引き続き取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（2022年3月15日現在）

事業区分	主要な製品・事業
金属製品事業	<p><レンチ、スパナ、プライヤ類> ラチェットレンチ、ギアレレンチ、モンキレンチ、ラチェットモンキー、トグルクランプ、L型クランプ、デジタルトルクレンチ、メカニカルトルクレンチなど</p> <p><配管工具類> スーパートンダ、パイブレンチ、チューブカッター、油圧式パイプベンダー、フレアリングツール、モーターレンチなど</p> <p><プーラ類> ギャプーラ、ベアリングプーラ、セパレータ、スライドプーラ、油圧プーラ、ギャプーラオートグリッパ型など</p> <p><治工具類> 治具ブロック、精密バイス、真空チャック、クランピングツール、切削式・転造式ローレットホルダーなど</p> <p><吊クランプ類> 鉄鋼用各種クランプ、コンクリート2次製品用各種クランプ、ハウジング用各種クランプなど</p> <p><クレーン類> ジブクレーン、アームスライド式クレーン、門型クレーン、マルチクレーン、特殊クレーンなど</p> <p><マグネット類> サニタリー用各種マグネットバーなど</p>
環境関連事業	太陽電池モジュール・周辺機材の販売及び施工、売電事業、太陽光発電所販売など

6. 主要な営業所及び工場（2022年3月15日現在）

当 社	本 社 ・ 工 場	大阪（堺市）
	支 店	大阪（堺市）、東京、名古屋
	営 業 所	札幌、仙台、新潟、北関東、広島、福岡
	物 流 セ ン タ ー	埼玉
株式会社スーパーツールECO	本 社	大阪（堺市）
SUPER TOOL KOREA CO., LTD.	営 業 所	韓国

7. 使用人の状況 (2022年3月15日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
111名	2名減

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 使用人数には契約社員50名及びパートタイマーの期中平均人員43名を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
109名	1名減	41.3歳	14.8年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 使用人数には契約社員41名及びパートタイマーの期中平均人員43名を含んでおりません。

8. 主要な借入先及び借入額 (2022年3月15日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	320百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	217

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (2022年3月15日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,084,304株 (自己株式62,421株を含む。)
- (3) 株主数 1,705名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ホライズン株式会社	170千株	8.40%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	119	5.92
NHGGP JAPAN OPPORTUNITIES FUND, L.P.	104	5.16
BANK JULIUS BAER SINGAPORE INDIVIDUAL PORTFOLIO NO. SG06922000-02	88	4.35
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	70	3.46
竈 利 英	45	2.24
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	45	2.22
S H I G E T A M I T S U T O K I	44	2.19
吉 川 明	35	1.76
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	34	1.68

(注) 1. 当社は、自己株式62,421株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年7月13日付で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対して、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式9,170株の自己株式の処分を行っております。また、同日付で、執行役員7名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式2,360株の自己株式の処分を行っております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2022年3月15日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平野量夫	
取締役	田中穰	執行役員製造部長
取締役	小中涉	執行役員経理部兼総務部部长 弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士
取締役	赫高規	株式会社高速 代表取締役会長 京都大学法科大学院 特別教授
取締役 (監査等委員・常勤)	河村信広	
取締役 (監査等委員)	田中豪	田中公認会計士事務所所長
取締役 (監査等委員)	深堀知子	堺けやき法律事務所 弁護士

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- 2021年6月4日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、取締役熊谷 宏氏は任期満了により退任いたしました。
2. 2021年6月4日開催の第61回定時株主総会において、小中 涉氏が取締役に選任され就任いたしました。
3. 取締役赫 高規氏は経営者として豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、弁護士の資格も有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)田中 豪氏は公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員)深堀 知子氏は弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために河村 信広氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は社外取締役の全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4. 取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すにふさわしいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成し、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみとする。また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

- ② 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、業務執行を担う取締役の報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度額内において、それぞれの役割と職責、業績及び成果にふさわしい水準となっているか、企業価値向上に対する適切な動機付けとなっているかなどの観点から慎重な検討を行い、決定する。監査等委員でない社外取締役の報酬は、役割と職責及び職業的専門性等を勘案し決定する。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度額内において、それぞれの役割と職責にふさわしい水準となっているか、企業価値向上に対する適切な動機付けとなっているかなどの観点から慎重な検討を行い、決定する。

- ③ 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を30年とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、当社における各割当対象者の役位、職責、貢献度、株価等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定する。

- ④ 基本報酬の額及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

取締役の個人別の報酬については、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度額内において、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定するものとする。なお、業務執行取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、代表取締役社長の案を踏まえ、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内において、取締役会の決議により決定する。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度額内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	59 (5)	39 (5)	19 (-)	5 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	18 (6)	18 (6)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	77 (12)	57 (12)	19 (-)	8 (3)

- (注) 1. 上記には、2021年6月4日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名(うち、社外取締役0名)を含めておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬の額は、2018年6月8日開催の第58回定時株主総会において、報酬を年額150百万円以内(使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、4名(うち、社外取締役は1名)です。また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月8日開催の第58回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する株式報酬の額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の員数は、3名です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月8日開催の第58回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「(1)取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
5. 取締役会は、代表取締役社長 平野量夫に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその妥当性等について確認しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ① 取締役赫 高規氏は、弁護士法人関西法律特許事務所弁護士、株式会社高速の代表取締役会長及び京都大学法科大学院特別教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 取締役（監査等委員）田中 豪氏は、田中公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ③ 取締役（監査等委員）深堀 知子氏は、堺けやき法律事務所弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 赫 高 規	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、企業経営の豊富な経験と弁護士として法律に関する専門的な知識を生かし、助言・発言等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 田 中 豪	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、公認会計士、税理士として培われた専門的な知識・経験から、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に監査等委員である取締役としての役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言等を行っており、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 深 堀 知 子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務に精通しており、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に監査等委員である取締役としての役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っており、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、適宜、必要な発言を行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は法令及び定款を遵守し、企業理念及び行動規範に基づいた行動をとるべく、研修等を通じて指導・周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人がそれぞれの立場で自らが主体的に法令及び定款を遵守して業務の遂行にあたる。
- (2) コンプライアンス体制の構築、維持、整備並びに財務リスク、業務リスク等の総括的な管理を目的とした「コンプライアンス・リスク委員会」を設けそのなかで、コンプライアンス、行動規範等の規定の整備並びに研修等により、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (3) コンプライアンス違反が行われた場合や行われようとしている行為を取締役及び使用人等が発見した場合には、すみやかに取締役会及びコンプライアンス・リスク委員会に報告される体制をとり、未然防止やその早期発見と適切な対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の意思決定に係わる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁に係わる情報の取り扱いについて、「文書管理規程」等社内規程に従って保存・管理を徹底し、情報セキュリティの確保を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全般を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、環境、災害、品質、情報セキュリティ等財務リスク、業務リスク等の危機管理を総括的に管理する。
- (2) 経営に重大な影響を与える事象が発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任を明確化する。
- (2) 取締役会は、年度計画及び中期経営計画を策定するとともに、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- (3) 取締役は、業務執行について取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には、経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- (4) 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルートに則り業務を遂行することとする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の運営については担当部署を定め、「関係会社管理規程」に従い、事業活動上の重要な事項について報告を求めるとともに、必要に応じてあらかじめ協議を行い、当社の承認を得る体制とする。
- (2) 適正かつ円滑な連結会計処理を行うため、子会社には月次会計報告を求めるとともに、適宜、情報交換を行う。
- (3) 当社は子会社の業務の適正を確保するため、適宜、内部監査を実施する体制とする。

6. 当社監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役等が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (2) 当社グループは、内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底する。

8. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
- (2) 当社グループ企業全ての監査等委員及び監査役もしくは監査担当役員は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的にグループ監査役会を開催し、意見交換を行う。
- (3) 当社内部監査部門は、当社監査等委員会との情報交換を含め連携を密にする。
- (4) 当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査等委員がその職務執行につき費用請求をしたときは、速やかにその費用を支出する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を当事業年度において16回開催し、法令や定款等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定しております。また、子会社の月次報告の業績について分析と評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議しております。
- (2) 当事業年度において、監査等委員会を13回開催し、監査計画に基づいた監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等重要な会議への出席、会計監査人との情報交換により、取締役の職務執行の監査を行っております。
- (3) リスク管理を行う横断的な組織としてコンプライアンス・リスク委員会を設置しており、社内外における情報を収集し、多様な観点からリスクの特定、分析、評価を行いました。
- (4) 内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社及び当社の子会社の内部監査、決算財務統制の整備及び運用状況の評価を実施し、それぞれの検証評価結果を内部監査報告書として取締役会に対し報告を行っております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、法令及び企業倫理の遵守を経営の根幹とし、「コンプライアンス規程」に定め、反社会的勢力との関係遮断についても同規程に明記するとともに、反社会的勢力との関係遮断のための管理体制を以下のとおり整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 対応統括部署及び不当請求防止責任者の設置状況
総務部に、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。
- (2) 外部の専門機関との連携状況
警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
対応統括部署の総務部において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しております。
- (4) 対応マニュアルの整備状況
反社会的勢力排除のための対応マニュアルを整備し、対応マニュアルに沿った組織的な対応の徹底を図っております。
- (5) 研修活動の状況
外部の専門機関による情報収集、教育・研修に積極的に参加し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項として認識しており、株主構成等を総合的に判断して防衛策の導入を検討することとしております。現時点におきましては、現状の株主構成等を総合的に判断して防衛策は導入しておりません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,042,933	流 動 負 債	1,187,363
現金及び預金	1,662,414	支払手形及び買掛金	388,272
受取手形及び売掛金	727,821	1年内返済予定の長期借入金	99,960
商品及び製品	1,317,767	未払金	236,623
仕掛品	1,050,425	前受金	226,141
原材料及び貯蔵品	336,279	未払法人税等	149,084
前渡金	892,924	賞与引当金	49,454
未収入金	32,040	その他	37,825
その他	23,258	固 定 負 債	1,636,590
固 定 資 産	6,268,109	長期借入金	437,620
有 形 固 定 資 産	5,740,683	再評価に係る繰延税金負債	1,022,632
建物及び構築物	394,758	退職給付に係る負債	175,335
機械装置及び運搬具	799,638	その他	1,002
土地	4,499,357	負 債 合 計	2,823,954
建設仮勘定	17,412	純 資 産 の 部	
その他	29,516	株 主 資 本	7,044,351
無 形 固 定 資 産	67,462	資本金	1,902,597
投 資 そ の 他 の 資 産	459,964	資本剰余金	835,706
投資有価証券	321,520	利益剰余金	4,447,030
繰延税金資産	97,237	自己株式	△140,983
その他	41,205	その他の包括利益累計額	2,442,737
資 産 合 計	12,311,043	その他有価証券評価差額金	125,088
		繰延ヘッジ損益	1,130
		土地再評価差額金	2,317,100
		為替換算調整勘定	△580
		純 資 産 合 計	9,487,089
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,311,043

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月16日から
2022年3月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,957,465
売上原価		6,017,497
売上総利益		1,939,968
販売費及び一般管理費		1,248,621
営業利益		691,347
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,919	
受取保険金	550	
助成金収入	250	
為替差益	9,693	
その他	4,763	21,176
営業外費用		
支払利息	8,554	
売上割引	92,296	
その他	1,026	101,877
経常利益		610,646
特別利益		
固定資産売却益	192	192
特別損失		
固定資産除売却損	1,074	1,074
税金等調整前当期純利益		609,764
法人税、住民税及び事業税		232,309
法人税等調整額		△36,667
当期純利益		414,123
親会社株主に帰属する当期純利益		414,123

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月16日から
2022年3月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,902,597	837,206	4,154,993	△114,222	6,780,574
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△122,086	－	△122,086
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	414,123	－	414,123
自己株式の取得	－	－	－	△52,761	△52,761
自己株式の処分	－	△1,499	－	26,001	24,501
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	△1,499	292,037	△26,760	263,776
当 期 末 残 高	1,902,597	835,706	4,447,030	△140,983	7,044,351

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	139,839	1,242	2,317,100	△185	2,457,996	9,238,570
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△122,086
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	414,123
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△52,761
自己株式の処分	－	－	－	－	－	24,501
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△14,751	△112	－	△394	△15,258	△15,258
当 期 変 動 額 合 計	△14,751	△112	－	△394	△15,258	248,518
当 期 末 残 高	125,088	1,130	2,317,100	△580	2,442,737	9,487,089

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

2 社

連結子会社の名称

株式会社スーパーツール E C O

SUPER TOOL KOREA CO., LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 及び太陽光発電事業で使用する機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7年～50年
機械装置及び運搬具	5年～17年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

I. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

II. ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

為替予約及び金利スワップ

b ヘッジ対象

外貨建債務及び借入金

III. ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ（金利スワップ）取引を導入しております。

IV. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

V. その他

リスク管理の運営担当部署は当社経理部であり、社内稟議制度に基づく決裁のほか、取引導入時の目的・内容・取引相手・損失の限度額等により、必要に応じ、当社取締役会の報告又は承認を必要としております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

たな卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 1,317,767千円

（注）当社の財務諸表に計上されている金額は、1,223,511千円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループのたな卸資産の評価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっており、収益性の低下の事実を反映する方法としては、取得原価と連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価する方法、過去の販売実

績に基づいて決定した取得日からの一定の経過年数や回転期間を超える品目についてその帳簿価額を規則的に切り下げる方法により評価しております。

金属製品事業における製品については、市場の動向、得意先の販売戦略の転換等により、製品の販売価格が低下した場合や、販売実績が当初の予測を大きく下回った場合、たな卸資産評価損の追加計上が必要となる可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,313,293千円

2. 圧縮記帳

取得価額から控除した国庫補助金等の受け入れに伴う圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物及び構築物	7,089千円
機械装置及び運搬具	27,411
計	34,500

3. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価に係る税効果相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令に定める地価税法に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2000年3月15日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	△2,812,984千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	2,084,304	—	—	2,084,304

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	50,651	23,300	11,530	62,421

(注) 自己株式の増減数の主な内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式取得による増加	23,300株
自己株式の処分による減少	11,530株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月4日 定時株主総会	普通株式	61,009	30.00	2021年3月15日	2021年6月7日
2021年10月14日 取締役会	普通株式	61,076	30.00	2021年9月15日	2021年11月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月10日開催の定時株主総会において次の議案を付議しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	60,656	30.00	2022年3月15日	2022年6月13日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、事業計画により必要に応じて主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。リスクの高いデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じ為替予約取引を利用してヘッジしております。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は、最長で9年であります。

デリバティブ取引は、外貨建債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ① 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権等について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップを利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注

記 4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ① 重要なヘッジ会計の方法 IV. ヘッジ有効性評価の方法」をご参照ください。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市場や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、四半期ごとに時価を把握しており、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき当社経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月15日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,662,414	1,662,414	—
(2) 受取手形及び売掛金	727,821	727,821	—
(3) 前 渡 金	892,924	892,924	—
(4) 未 収 入 金	32,040	32,040	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	318,294	318,294	—
資 産 計	3,633,496	3,633,496	—
(1) 支払手形及び買掛金	388,272	388,272	—
(2) 未 払 金	236,623	236,623	—
(3) 未 払 法 人 税 等	149,084	149,084	—
(4) 長期借入金(※)	537,580	536,107	△1,472
負 債 計	1,311,561	1,310,088	△1,472
デリバティブ取引	1,628	1,628	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 前渡金、並びに(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、並びに(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（後記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（前記「(4) 長期借入金」参照）。為替予約取引につきましては、金融機関から提示された時価情報を基に算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,226

上記の金融商品については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,662,414	—	—	—
受取手形及び売掛金	727,821	—	—	—
未収入金	32,040	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)	—	—	—	—
合 計	2,422,277	—	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	99,960	99,960	99,960	69,960	47,460	120,280

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,692円21銭
2. 1株当たり当期純利益	203円92銭

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。当社の退職一時金の一部は、当社が加入している中小企業退職金共済制度から支給されます。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	187,246千円
退職給付費用	21,772
退職給付の支払額	△28,807
制度への拠出額	△4,875
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>175,335</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	270,254千円
年金資産	△94,919
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>175,335</u>
<u>退職給付に係る負債</u>	<u>175,335千円</u>
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>175,335</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	21,772千円
----------------	----------

貸借対照表

(2022年3月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,172,962	流 動 負 債	922,039
現金及び預金	1,303,852	支払手形	209,227
受取手形	198,227	買掛金	154,182
売掛金	523,632	1年内返済予定の長期借入金	99,960
製品	1,223,511	未払金	212,592
仕掛品	954,631	未払費用	36,491
原材料及び貯蔵品	336,279	未払法人税等	138,794
前渡金	7,827	預り金	358
前払費用	20,629	前受金	21,185
短期貸付金	600,000	前受収益	76
その他	4,369	賞与引当金	48,590
固 定 資 産	6,332,382	その他	580
有 形 固 定 資 産	5,769,648	固 定 負 債	1,636,590
建物	390,508	長期借入金	437,620
構築物	4,249	再評価に係る繰延税金負債	1,022,632
機械及び装置	820,525	退職給付引当金	175,335
車両運搬具	8,382	その他	1,002
工具、器具及び備品	29,212	負 債 合 計	2,558,630
土地	4,499,357	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	17,412	株 主 資 本	6,503,396
無 形 固 定 資 産	66,801	資 本 金	1,902,597
ソフトウェア	62,247	資 本 剩 余 金	835,706
電話加入権	4,553	資 本 準 備 金	729,220
投 資 そ の 他 の 資 産	495,932	その他資本剰余金	106,485
投資有価証券	321,520	利 益 剩 余 金	3,906,075
関係会社株式	50,736	利 益 準 備 金	75,921
出資金	5,550	その他利益剰余金	3,830,154
長期前払費用	15,424	特別償却準備金	14,760
繰延税金資産	84,676	繰越利益剰余金	3,815,393
その他	18,023	自 己 株 式	△140,983
資 産 合 計	11,505,345	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,443,318
		その他有価証券評価差額金	125,088
		繰延ヘッジ損益	1,130
		土地再評価差額金	2,317,100
		純 資 産 合 計	8,946,714
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,505,345

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月16日から
2022年3月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,334,015
売 上 原 価		3,510,760
売 上 総 利 益		1,823,254
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,169,583
営 業 利 益		653,671
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,109	
受 取 保 険 金	550	
助 成 金 収 入	250	
為 替 差 益	9,691	
そ の 他	6,705	25,306
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,459	
売 上 割 引	92,296	
そ の 他	104	96,860
経 常 利 益		582,117
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	192	192
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,074	1,074
税 引 前 当 期 純 利 益		581,235
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		220,130
法 人 税 等 調 整 額		△34,145
当 期 純 利 益		395,250

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月16日から
2022年3月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,902,597	729,220	107,985	837,206	75,921	57,925	3,499,064	3,632,911	△114,222	6,258,491
当 期 変 動 額										
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△43,164	43,164	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△122,086	△122,086	—	△122,086
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	395,250	395,250	—	395,250
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△52,761	△52,761
自己株式の処分	—	—	△1,499	△1,499	—	—	—	—	26,001	24,501
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△1,499	△1,499	—	△43,164	316,329	273,164	△26,760	244,904
当 期 末 残 高	1,902,597	729,220	106,485	835,706	75,921	14,760	3,815,393	3,906,075	△140,983	6,503,396

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	139,839	—	1,242	2,317,100	2,458,182	8,716,674
当 期 変 動 額						
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△122,086
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	395,250
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△52,761
自己株式の処分	—	—	—	—	—	24,501
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△14,751	—	△112	—	△14,863	△14,863
当期変動額合計	△14,751	—	△112	—	△14,863	230,040
当 期 末 残 高	125,088	—	1,130	2,317,100	2,443,318	8,946,714

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

製品、仕掛品、原材料、貯蔵品……総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び太陽光発電事業で使用する機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～50年
構築物	7年～45年
機械及び装置	10年～17年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の残高に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

為替予約及び金利スワップ

b. ヘッジ対象

外貨建債務及び借入金

③ ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ（金利スワップ）取引を導入しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他

リスク管理の運営担当部署は経理部であり、社内稟議制度に基づく決裁のほか、取引導入時の目的・内容・取引相手・損失の限度額等により、必要に応じ、取締役会の報告又は承認を必要としております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

たな卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品 1,223,511千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,331,759千円

2. 圧縮記帳

取得価額から控除した国庫補助金等の受け入れに伴う圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	7,089千円
機械及び装置	27,411
計	34,500

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	601,109千円
短期金銭債務	2,925

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	19,953千円
営業取引以外の取引	5,697

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	50,651	23,300	11,530	62,421

(注) 自己株式の増減数の主な内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式取得による増加	23,300株
自己株式の処分による減少	11,530株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 千円

棚卸資産	34,817
未払金	3,588
未払事業税	9,350
賞与引当金	14,878
退職給付引当金	53,687
投資有価証券	1,634
関係会社株式評価損	11,281
株式報酬費用	18,646
その他	14,355
小計	162,240
評価性引当金	△15,344
繰延税金資産の合計	146,896

繰延税金負債 千円

特別償却準備金	△6,514
その他有価証券評価差額金	△55,206
繰延ヘッジ損益	△498
繰延税金負債の合計	△62,219
繰延税金資産の純額	84,676

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
子会社	株式会社スーパーツールE.C.O	所有直接100.0%	役員の兼務	資金の貸付(注)	350,000	短期貸付金	600,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案し、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,424円94銭
2. 1株当たり当期純利益	194円62銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月25日

株式会社スーパーツール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 内 茂 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	則 岡 智 裕 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スーパーツールの2021年3月16日から2022年3月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スーパーツール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月25日

株式会社スーパーツール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 内 茂 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	則 岡 智 裕 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スーパーツールの2021年3月16日から2022年3月15日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月16日から2022年3月15日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年 4月26日

株式会社スーパーツール 監査等委員会

常勤監査等委員 河 村 信 広 ㊟

監 査 等 委 員 田 中 豪 ㊟

監 査 等 委 員 深 堀 知 子 ㊟

(注) 監査等委員田中 豪及び深堀 知子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、会社を取り巻く環境が依然として厳しい折から、経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存です。

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円
総額60,656,490円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月13日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は1株につき60円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社グループの経営体制の一層の強化を図るため、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひらの かつ お 平野 量夫 (1967年1月11日生)	1992年10月 中央新光監査法人入所 1996年4月 公認会計士登録 2005年1月 平野公認会計士事務所開設 2005年2月 税理士登録 2013年5月 当社入社 経理部長 2014年6月 当社取締役上席執行役員管理本部長 2015年6月 当社常務取締役管理本部長 2016年6月 当社常務取締役管理本部長兼社長室長 2017年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	18,890株
2	こなか わたる 小中 渉 (1972年9月28日生)	1998年10月 中央監査法人入所 2008年8月 新日本有限責任監査法人入所 2018年5月 当社入社 社長室長 2018年12月 当社執行役員製造部次長 2020年6月 当社執行役員製造部長 2021年6月 当社取締役執行役員製造部長 2021年8月 当社取締役執行役員経理部兼総務部長 現在に至る	1,450株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	<p style="text-align: center;">た なか ゆたか 田 中 穰 (1968年8月22日生)</p>	<p>1989年4月 株式会社新橋入社 2005年2月 同社統括部長 2006年2月 株式会社太陽総合鑑定所入社 2006年3月 株式会社TAFFホールディングス 転籍 2008年10月 同社取締役 2011年8月 オッペン化粧品株式会社入社 2016年11月 同社経理部長 2017年6月 同社子会社株式会社ハッピーヘルツ取締役 2017年6月 同社子会社株式会社システムデ バイステクノロジー取締役 2017年8月 当社入社 経理部兼総務部次長 2018年12月 当社執行役員経理部兼総務部部长 2019年6月 当社取締役執行役員経理部兼総 務部部长 2021年8月 当社取締役執行役員製造部長 現在に至る</p>	3,308株
4	<p style="text-align: center;">※ むら かみ ひろし 村 上 裕 (1971年11月18日生)</p>	<p>1994年4月 当社入社 2016年8月 当社営業部大阪支店長 2019年12月 当社営業部東京支店長 2020年6月 当社執行役員営業部東日本プロ ック長兼東京支店長 2021年12月 当社執行役員営業部西日本プロ ック長兼大阪支店長 現在に至る</p>	650株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	てらし 赫 高規 (1969年5月20日生)	2000年4月 大阪弁護士会登録 2003年6月 株式会社高速監査役 2006年6月 同社取締役副社長 2013年4月 同社取締役副会長 2013年6月 同社代表取締役副会長 2015年6月 同社代表取締役会長（現任） 2018年6月 当社取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士 株式会社高速 代表取締役会長 京都大学法科大学院 特別教授	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 赫 高規氏は、社外取締役候補者であります。
4. 赫 高規氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 赫 高規氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、弁護士として、企業法務にも精通しており、当該知見を活かして、客観的な立場から、引き続き当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると期待したためであります。
6. 当社は、赫 高規氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、同氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は、全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ 安井 春彦 (1959年3月3日生)	1982年4月 中山福株式会社入社 1992年3月 大末建設株式会社入社 2000年8月 テクノワークス株式会社出向 企画部長 2003年7月 大末建設株式会社 財務部次長 2005年6月 株式会社総研設立 現在に至る	一株
2	田中 豪 (1969年8月5日生)	1995年10月 中央監査法人大阪事務所入所 2000年4月 株式会社毎日放送入社 2007年4月 田中公認会計士事務所開設 同所長（現任） 2008年1月 税理士登録 2015年6月 当社監査役 2018年6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る （重要な兼職の状況） 田中公認会計士事務所所長	一株
3	深堀 知子 (1968年3月19日生)	1996年4月 弁護士登録 2005年4月 堺けやき法律事務所開設 2018年6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る （重要な兼職の状況） 堺けやき法律事務所 弁護士	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 田中 豪氏及び深堀 知子氏は社外取締役候補者であります。

4. 田中 豪氏は、公認会計士、税理士として培われた専門的な知識・経験を有し、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に監査等委員である取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 深堀 知子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務に精通しており、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に監査等委員である取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 当社は、田中 豪氏及び深堀 知子氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、両氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、田中 豪氏及び深堀 知子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
8. 田中 豪氏及び深堀 知子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ4年となります。なお、田中 豪氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
9. 当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は、全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
おおつばよういち 大坪洋一 (1972年9月28日生)	1997年6月 鍵山税理士事務所入所 2006年11月 税理士法人関西合同事務所 (現 日本経営ウィル税理士法人)入所 2007年1月 税理士登録 2012年4月 同事務所社員税理士 現在に至る	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大坪洋一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 大坪洋一氏は、税理士としての専門的な知識と豊富な実務経験を有しており、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 大坪洋一氏が本議案において選任され就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。
5. 当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。大坪洋一氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

